

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 憲法を力に！ だまされない・あきらめない・生きさせろ

### 震災復興と生存権保障を求めるアピール

5月3日の憲法記念日に毎年開催されてきた〈憲法フェスティバル〉は、今年は残念ながら中止となりました。大震災の被害により準備がととのかない団体があるうえ、福島原発からの放射性物質

放出が停止していないなかで屋外での長時間の集会は妥当でないと判断したものです。憲法フェスティバル実行委員会（代表＝長田 満江・田村 武夫）が、4月14日に発表したアピールを掲載します。

3月11日、東日本をおそった巨大地震と大津波により、東北・関東各県は筆舌に尽くしがたい甚大な被害に見舞われた。さらに、最悪のレベル7と評価された福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が大気、海洋、大地に拡散し続け、今なお収束の見通しさえたっていない。原発周辺住民が帰るあてのない避難生活を強いられ、放射能汚染が国民の食と水を脅かし、茨城県内の農・漁業も計り知れない損害を被っている。

は決してだまされない！ 世界有数の地震国において、「絶対安全」と称して、数多くの原発を設置し、原子力依存のエネルギー政策を進めてきた国と電力会社による人災に他ならない。

こうした中で、私たちは、毎年5月3日に開催してきた憲法フェスティバルを今年はやむなく中止することとした。しかし、今年のテーマに掲げたスローガン『憲法を力に！だまされない・あきらめない・生きさせろ』が今日ほど輝きを増している時はない。

今なすべきことは、一刻も早く放射性物質の放出を止めて安全を回復することであり、避難者をはじめ直接・間接に損害を被った被害者全てに十分な補償をすることである。同時に全国の原発を停止して可及的速やかに総点検を行い、廃炉を含めた原子力政策の抜本的な見直しを行うべきである。原発への依存をやめ、再生可能エネルギーへの転換と夜間労働の規制をはじめとする低エネルギー社会の実現へ大きく舵を切り替えるべきである。

この原発災害は、この国が国民をあざむいてきた『安全神話』の虚構を余すところなく明らかにした。「想定外」との言い訳に

この未曾有の大災害から立ち直るためには、一瞬にして家族や家を失い、仕事も故郷も失った全ての被災者にできる限りの手厚い援助が必要である。どんな困難に直面しても、国民は決

して未来をあきらめない！ 日本国憲法は、ひとりひとりが人間として尊重され、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障している。今こそ、生きさせろ！という叫びにこたえ、被災者の生存権保障に全力をあげることが国の責務である。

今、この国のあり方が根本から問われている。基地はいらない！ 米軍への思いやり予算よりも復興予算を！ 弱者いじめの消費税増税よりも大企業の貯め込み内部留保の還元を！ 農業破壊のTPP参加ではなく安全安心な食料を日本の大地から！ ……と声を大にして叫ぼう。

私たちは、震災復興のためにどんな努力もいとわない。小さな善意はやがて大きな大河となり、津波に飲み込まれた大地を潤すだろう。そして未来を担う子どもたちの明るい笑顔が輝き、笑いがあふれる日が来るに違いない。その日をめざして、力をあわせよう。この国の主人公は私たち自身なのだから。 ■

## 発ガン・遺伝障害の原因となる放射線被曝に「許容量」はない

### 政府広報・マスコミの「ただちに健康に害はない」の医学的誤謬

#### 放射性物質拡散の事実を隠蔽

日本国政府は、4月13日、福島原発事故が国際原子力事象評価尺度(INES)の上限「レベル7」に達していたことを発表した。すでに3月23日の時点で認識していたものを3週間以上も伏せ続けたうえでの公表だった。

世界中が、3月12日の1号炉の爆発、14日の3号炉の爆発、15日の4号炉の爆発・火災をNHKの超

望遠カメラによってリアルタイムに注視していたし、人工衛星画像によって廃墟というべき惨状も明らかになっていた。3月15日には2号炉の格納容器が破断して放射性物質の放出が始まると同時に風向が変わり、茨城県内をはじめ関東地方に大量の放射性物質が降下した（下図参照）。政府・茨城県当局は、住民に危険性を知らせることも屋内退避等を呼びかけることもせず放置した。

世界唯一の人口過密国家・日本で

4基の原子炉が同時破綻した“フクシマ”は、この時点ですでに“チェルノブイリ”をはるかに超える空前の原子力災害となっていたのだ。

#### 幼児・児童・生徒の放射線被曝

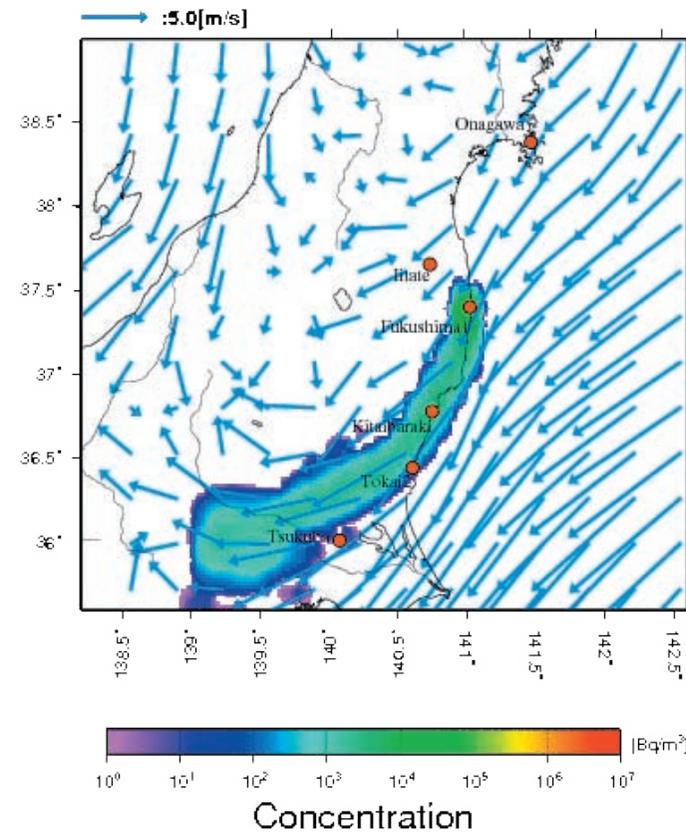
現在、すでに大気中に放出され、福島県東部・茨城県・千葉県北部を中心とする地表面に降下した放射性物質の吸引と、土壌汚染された農地で生産される農産物の経口摂取による内部被曝が重大な問題になっている。（もうひとつが汚染水の漏出と国際法違反の投棄行為による著しい海洋汚染）

福島県当局は、4月5日から7日にかけて、県内約1600か所の保育園・幼稚園・小学校・中学校において空中放射線量の測定をおこなったうえで、文部科学省に対し、教育活動実施の可否を判断するための放射線被曝の許容量を示すよう求めた。文科省は4月19日、福島県と福島県教育委員会に幼児・児童・生徒の放射線被曝線量の許容限度を年間20mSvとする旨、通達した（www.mext.go.jp/a\_menu/saigaijohou/syousai/1305173.htm）。

文科省の計算によると、1年間あたり20mSv（ミリ〔千分の1〕・シーベルト）すなわち、20000μSv（マイクロ〔百万分の1〕・シーベルト）の許容量は、学校で1日の3分の1、自宅で残りの3分の2を過ごすとして、学校での測定線量が1時間あたり3.8μSv以下であればクリアできるという。すなわち、まず学校で1日8時間過ごすことで、3.8μSv×8時間×365日＝11096μSv。さらに被曝線量が2分の1になる屋

【2面につづく】

2011031509(JST)



3月15日午前9時、福島原発からの放射性物質の拡散状況の解析 (www.vic.jp)

【1面放射能汚染記事つづき】

内扱いの自宅で1日16時間過ごすことで、 $3.8 \mu\text{Sv}$ の半分の $1.9 \mu\text{Sv}$  × 16時間 × 365日 =  $8907 \mu\text{Sv}$ 。ふたつの合計が $20003 \mu\text{Sv}$ になるというものである。(許容限度の $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を超える学校の場合には、屋外での教育活動は1日1時間以内にすればよいという。)

県西部の学校はおおむねこの範囲内におさまるが、福島第一原発から29km地点の浪江町立津島小学校の $23.0 \mu\text{Sv/hour}$ や、40km地点の飯舘村立草野小学校の $14.0 \mu\text{Sv/hour}$ などの他、福島市内の小学校でも最高で $4.8 \mu\text{Sv/hour}$ に達するなど53校中11校、全県で50校が基準を超える。

ところが、文科省が4月14日に「再調査」を実施したところ、結局基準を超えたのは全県で1%未満の13校にとどまるという。

水・食料による被曝は「想定外」

$20\text{mSv/year}$ の割り振りはきわめて大雑把で、土ぼこりが舞う校庭での被曝線量を通常の屋外の値と同じとみなすなど想定が甘すぎる。気密性のある室内で残り全部の16時間をすごすとするなど非現実的である。福島県の調査結果と「再調査」との食い違いなど不可解な点もあるが、以下、大枠の $20\text{mSv/year}$ という基準の適否について検討する。

年間の放射線被曝許容限度 $20\text{mSv}$ を達成するために学校での放射線量を $3.8 \mu\text{Sv/hour}$ まで許容するという基準には、根本的な問題がある。ここでは、大気以外からの放射性物質の取り込みを完全に除外している。というより、大気以外からの放射性物質の取り込みによる内部被曝をまったく無視する非現実的な「想定」に基づく基準なのだ。

学校での $3.8 \mu\text{Sv/hour}$ が8時間

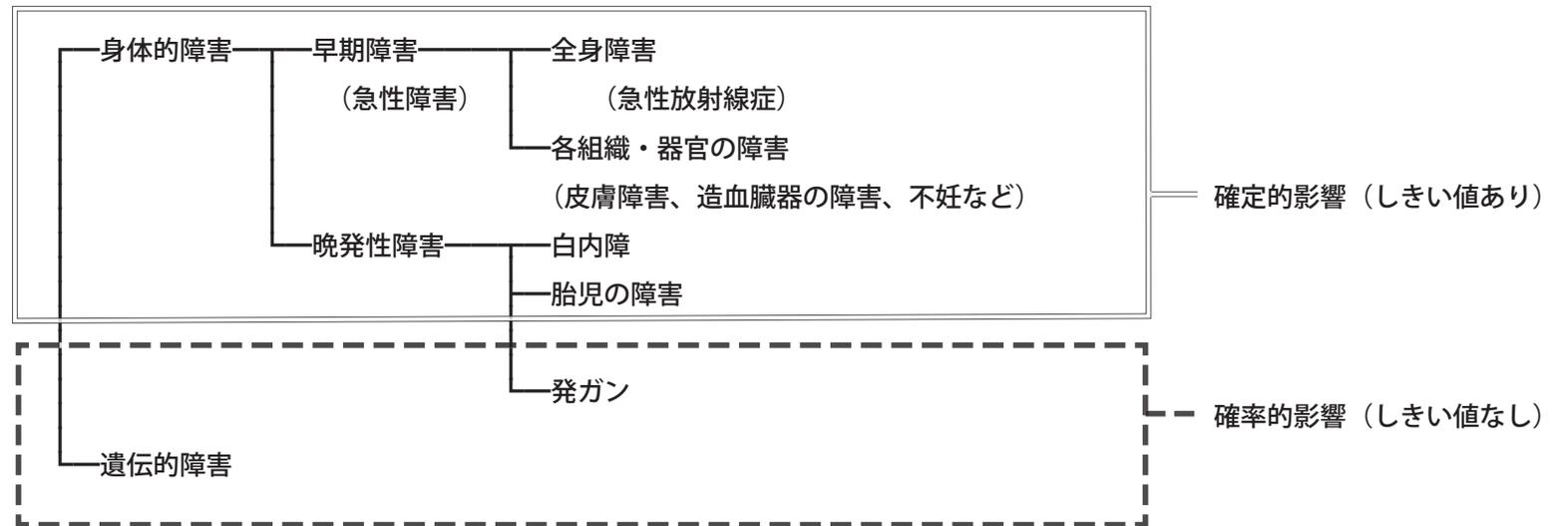
と自宅等屋内での $1.9\text{mSv}$ が16時間、これだけで年間 $20\text{mSv}$ の限度一杯になる。毎日摂取する水や食品中の放射性物質は完全にゼロでなければならない。水や食品をつうじてわずかでも放射性物質を摂取すると $20\text{mSv}$ を超過する。「暫定規制値」以内であればよいというのではない。幼児・児童・生徒に放射性物質を一切含まない水と食料を与えるのでない限り、幼児・児童・生徒は $20\text{mSv}$ を大幅に上回る放射線被曝にさらされるだろう。

許容量を一挙に20倍化

$20\text{mSv/year}$ という数値自体は妥当なのだろうか。

従来、政府は一般公衆の放射線被曝限度を年間 $1\text{mSv}$ (1時間あたり $0.11 \mu\text{Sv}$ )と定め、あらゆる場においてそのように説明してきた。茨城県庁・茨城県教育委員会が県内の全児童生徒に配布している原子力発電推進のための『原子力ブック』においても、そのように記述されていた(高校生用、2010年版、10頁)。ところが政府は4月19日、幼児・児童・生徒に関して根拠なく被曝限度を一挙に20倍に引き上げたのである。先にみたとおり(本紙1029号)、原発事故発生後の3月17日、厚生労働省はWHO(世界保健機構)の基準( $10\text{Bq/kg}$ )の30倍に相当する放射性ヨウ素に関する飲料水の水質基準( $300\text{Bq/kg}$ )を定めたが、再び同様のことがおこなわれた。

今回も基準値を変更するにあたっては、同じく原子力安全委員会(委員長麻生春樹)に照会して意見をもらっている。ところが、今回はここで一悶着あった。4月13日、5人の原子力安全委員のうちのひとりの代谷誠治(元京都大学原子炉実験所長)が、「子どもは放射線の感受性が高いので」、 $20\text{mSv}$ ではなく $10\text{mSv}$ にすべきだと記者会見した。



これに対して文科大臣の高木義明(民主党、元三菱重工社員)が反発し、結局代谷が「 $10\text{mSv}$ は個人的見解」とトーンダウンして $20\text{mSv}$ で決着した。法律制度上は絶大な権限をもつ原子力安全委員会だが、じつのところ厚生労働省や文部科学省などによって都合よく利用されているだけなのかも知れない。

福島県教育委員会は、幼児・児童・生徒の健康を守る責任をみずから放棄して中央政府に判断を仰ぎ、中央政府は一省庁の専横によって長いこと $1\text{mSv/year}$ としてきた一般国民の放射線被曝限度を突然何らの根拠もなく $20\text{mSv/year}$ に引き上げてしまったのだ。

確定的影響と確率的影響

政府・地方行政・マスコミは「ただちに健康に影響するものではない」の大合唱を繰り返している。それだけでなく、「無害」「安全」を宣伝する言説に対する当然の批判に対して、原発推進勢力は「風評」「デマ」だとする常軌を逸した反撃をおこなっている。

破綻した4基の原子炉から放出され続けている莫大な量の放射性物質はいったいどこへ消えてしまったと

いうのだろうか? 「レベル7」の帰結を「風評」だと言っている人たちの言説の妥当性について考えるため、放射線被曝の影響に関する基本的事項を確認しておこう。(以下、野口邦和『放射線のはなし』2000年、新日本新書などによる。)

放射線が人体に対してあたえる影響は、被曝した本人の身体的障害と、生殖細胞の被曝によって子孫に現れる遺伝的障害のふたつがある。

身体的障害は、被曝後ただちに現れる早期障害と、数週間以上経過してから現れる晩発性障害のふたつがある。

早期障害と、晩発性障害のうちの白内障と胎児の障害などは、放射線被曝による確定的影響を受けるとされる。すなわち、一定量以上の放射線を被曝すればおそかれはやかれ障害が現れるが、一定量以下であれば障害が現れない。この一定量をしきい値(閾値)という。

いっぽう、晩発性障害のうちの発ガンおよび遺伝的障害については、確率的影響があるとされる。すなわち、より多くの放射線を被曝すれば発ガンと遺伝的障害を引き起こす確率が高まる。より少ない量を被曝した場合、発ガンと遺伝的障害の確率

は低くなるが、しかしゼロにはならない。受け量に応じて障害のあらわれる確率変動する。重要なのは、確定的障害の場合のようなしきい値(閾値)が存在しないことである。文字どおり「蓄積」するわけではないが、生涯にわたって被曝した放射線量に応じて、発ガン・遺伝的障害の確率変動するのである。しかも、これらの障害は被曝後ただちに現れることはない。ガンは10年後、20年後、30年後に現れ、遺伝的障害は世代をこえて発現する。

確率的影響を否定する特異な見解

これこそが、政府や地方行政当局が一環して吹聴してきた「ただちに健康に影響はない」という台詞の意味するところのものである。「ただちに健康に影響はない」というのが、早期障害や確定的影響について述べたものであったとすれば、まさにそのとおりであった。その意味で、彼らは決してウソをついていたのではないのかもしれない。しかし、彼らは「ただちに健康に影響はないが、いずれは健康に影響を及ぼすことになる」と言わなければならないのだ。肝心の後半部分すなわち晩発性障害や確率的影響についてただ

の一度も述べることをせず、前半だけを百万回繰り返した日本国政府と地方行政当局、マスコミ、「専門家」たちは、意図的に国民を欺いているのだ。

この確率的影響の存在は放射線被曝に特有の現象である。これは、一般的に受け入れられている医学的見解であり、原子力発電についての賛否にはかかわらない。

福島原発事故後、原子炉工学者に引き続いて登場した医師たち、たとえば長崎大学から1週間ほど福島県庁に向向して「安全」宣伝に従事した山下俊一は、確率的影響の存在を完全に否定する見解をあちこちで吹聴したが、従来そのような特異な説が語られることはなかったのである。原発推進勢力は、従来の自分自身の主張を、節操なく変えてしまったのだ(山下俊一については本紙第1030号参照)。

政府・地方行政当局・報道機関・「専門家」による嘘は、原子力発電推進政策の破綻を隠蔽するために、国民とりわけ放射線被曝の影響をつよく受ける胎児・乳児・幼児・児童・生徒の生命と健康を犠牲に供するものであり、絶対に許されるものではない。 ■